

農地法第3条申請（農地の売買、贈与、賃借等）について

農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみみたい方まずは、農業委員会へご相談下さい。

農地の売買、贈与、賃借などを行う際には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けない行為については無効となりますので、ご注意下さい。

なお、農地の売買、賃借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせ下さい。

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます。（解除条件契約などの要件はあります）

※ 申請農地が耕作放棄地の場合は、農地に戻してから申請になります。

※ 申請締切日、総会開催日は農業委員会ホームページで確認できます。

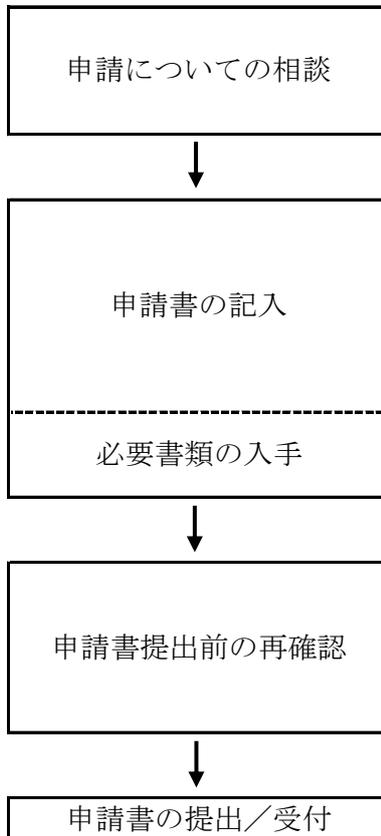
※ 農地法改正により、**令和5年4月1日から下限面積要件は撤廃**されました。

○ 農地法第3条許可申請の流れ

申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を4週間程度として、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

【申請書の方の流れ】



農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。

西条市役所本館3階 TEL：0897-52-1262（農業委員会直通）

○申請内容に応じて申請書（農業委員会事務局もしくは農業委員会ホームページにあります。）を記入いただきます。

○農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書などの要件はあります。）

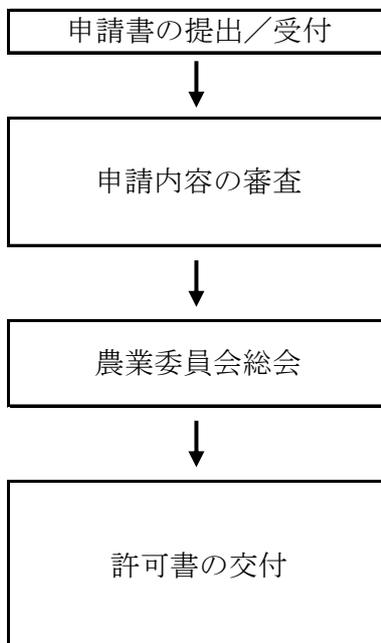
○農地法第3条申請整備表をご参照ください。なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

○記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請前にもう一度、必要書類等をご確認ください。

○ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。

【農業委員会等の流れ】



○申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。また、現地調査を行います。

○農業委員会総会で許可・不許可等の農業委員会の意思決定を行います。（毎月5日頃開催いたします。）

○総会で可決後、許可書を交付（本庁は翌日午後から西部支所は翌々日）しますので、ご足労ですが、申請書に押印された印鑑（行政書士の代理申請の場合は行政書士の職印）を持参の上、農業委員会事務局までお越しくください。